

管理料のお知らせ

令和6年6月の診療報酬改定に伴い以下の管理料、加算を算定することになりましたのでお知らせいたします。

◦ 医療 DX 推進体制整備加算

医療 DX では、診療・治療・薬剤処方等における情報を最適な形で活用し、皆様がより、良質な医療を受けられる体制の構築を目指します。

当院での取り組み

- ① 診療報酬のオンライン請求をおこなっております。
- ② オンライン資格確認等システムにより取得した医療情報等を活用して診察室で閲覧又は活用できる体制を有しております。
- ③マイナ保険証利用を促進するなど、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう、取り組んでおります。
- ④(今後導入予定)電子処方箋の発行
- ⑤(今後導入予定)電子カルテ情報共有サービスの取り組みを実施

◦ 医療 DX 推進体制整備加算(8点) 月に1回

*初診で受付の場合に算定

◦ 医療情報取得加算

取り組みについては上記、医療 DX 加算①～⑤と同じ

初診時

◦ 医療情報取得加算 1 (3点) 月に1回

*下記「医療情報加算 2」に該当しない場合

◦ 医療情報取得加算 2 (1点) 月に1回

※マイナンバーカード等で電子資格確認を行った場合、又は他院からの診療情報提供書をお持ちいただいた場合に算定

再診時

・医療情報取得加算 3 (2点) 3月に1回

※下記「診療情報加算 4」に該当しない場合

・医療情報取得加算 4 (1点) 3月に1回

※マイナンバーカード等で電子資格確認を行った場合、又は他院からの診療情報提供書をお持ちいただいた場合

◦生活習慣病管理料(II)

対象となる方

- ・高血圧症を当院で治療している方
- ・糖尿病を当院で治療している方

症状に応じた療養計画書を作成し、初回のみご署名をいただきます。
以前より診察にお時間をいただく場合がございます。ご了承くださいませ。

・生活習慣病管理料(II) (333点) 月1回

◦一般名処方加算

後発医薬品があるお薬については、医薬品の供給不足等をふまえ、患者様へご説明の上、商品名ではなく一般名(有効成分の名称)で処方する場合がございます。

・一般名処方加算 1 (10点) 処方箋の交付 1回につきそれぞれ算定

※後発医薬品のあるすべての医薬品(2品目以上)が一般名処方されている場合に算定

・一般名処方加算2（7点）処方箋の交付1回につきそれぞれ算定

※1品目でも一般名処方された医薬品がある場合に算定

以上、どうかご理解のほどよろしくお願ひいたします。

海老名あおくさ泌尿器科クリニック